

豊浜こども園給食調理業務委託プロポーザル 第1次審査実施要領

(1) 審査方法

豊浜こども園給食調理業務委託プロポーザル実施要領に定められた項目に基づき、提出された提案書等について書類審査を行い、第2次審査の対象となる3事業者を選定する。

(2) 確認及び審査事項

ア 提案内容の基礎審査

提案書類等について、次の①と②の項目を満たしていることを確認する。

- ① 提出書類等の内容が、豊浜こども園給食調理業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定められた内容と合致していること。
- ② 実施要領に定められた内容が、すべて記載されていること。

イ 評価審査

上記の基礎審査を経て、4評価項目（経営状況、業務実績、事業所等、見積額）について書類審査を行い、3事業者を選定する。

ただし、提案書を提出した事業者が3事業者に満たない場合、評価得点が高点となる事業者が3事業者を超えている場合および市内に本社、支社、支店または営業所を有する事業者から応募があった場合はこの限りではない

(3) 審査方法

下表の評価項目（経営状況、業務実績、事業所等、見積額）について書類審査し、評価する。

評価項目	評価の視点
1 経営状況	財務健全性(売上高、経常利益、自己資本比率、流動比率等)、などの総合的な評価
2 業務実績等	幼稚園・こども園・保育所・学校など、大量調理施設における給食調理業務の受託実績について。本業務の実施における信頼性や確実性について
3 事業所等	市内に本社支社支店または営業所を有していること
4 見積額	予定価格の範囲内において、業務運営に係る各種経費の適切な見積もりがなされているかどうか

① 経営状況に関する評価

経営状況については、提出書類による客観的な評価を行うことが困難であるため、各参加事業者の経営状況の評価を香川県中小企業診断士協会に委託する。なお、診断結果(ポイント制)に基づき、下表により評価得点を決定する。

診断結果	評価	評価係数	評価得点
10ポイント～9ポイント	A	1.0	10
8ポイント～7ポイント	B	0.8	8
6ポイント～5ポイント	C	0.6	6
4ポイント～3ポイント	D	0.4	4
2ポイント～0ポイント	E	0.2	2

② 業務実績に関する評価

業務実績については、下記ア～エの項目について得点化し、評価得点を決定する。合計評価得点が50点以上をA、41～50点をB、21～40点をC、11～20点をD、0～10点をEとし、下表により評価得点を決定する。

$$\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} = \text{合計評価得点}$$

ア 学校給食センター方式受託箇所数×1点

イ アの内、受託更新箇所数×1点

ウ 学校給食自校調理方式受託箇所数×1点

エ ウの内、受託更新箇所数×1点

※更新箇所数については、1回以上契約が更新され、継続して受託している箇所とする。また、受託期間は平成25年4月1日～令和5年3月31日までとし、その間の業務実績を様式第4号業務実績表に記入すること。

※就学前教育保育施設での受託箇所数、受託更新箇所数を含む

評価得点	評価	評価係数	評価得点
50点以上	A	1.0	15
41点～50点	B	0.8	12
21点～40点	C	0.6	9
11点～20点	D	0.4	6
0点～10点	E	0.2	3

③ 事業所等の評価

事業所等については、観音寺市内に本社、支社、支店または営業所を有していれば5点とする。

④ 見積金額の評価

見積金額は、その金額を点数化し評価する。

提案された見積金額のうち、最も低い額を提示した参加事業者の評価点数を

満点(30点)とし、その他の参加事業者の評価点数は、下記の計算式により評価点数を算出する。

【計算式】

見積金額の評価点数＝（最低見積金額÷各参加事業者見積金額）× 30点

※算出された評価点数の小数点以下第2位を四捨五入

【各評価項目における評価配分表】

評価項目	評価の視点	評価配分
1 経営状況	財務健全性(売上高、経常利益、自己資本比率、流動比率等)、などを総合的に評価	10
2 業務実績等	幼稚園・こども園・保育所・学校など、大量調理施設における給食調理業務の受託実績について。本業務の実施における信頼性や確実性について	15
3 事業所等	市内に本社支社支店または営業所を有していること	5
4 見積額	予定価格の範囲内において、業務運営に係る各種経費の適切な見積もりがなされているかどうか	30
合 計		60